

農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、公表します。

雲仙市長 金澤 秀三郎

市町村名 (市町村コード)	雲仙市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	瑞穂地区 (栗林、馬場、小賀口、宮ノ地、東原、西原、上木場、中木場、下木場、河内、杉峰、古江、上伊古、下伊古、船津、下大川、上大川、下横田、上横田、下高田、上高田、伏尾、岡、前田、上夏峰、下夏峰、道祖崎、桑田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地域内農業者の高齢化や後継者、担い手不足により、今後農地を維持管理していくことが困難である。 ・中山間地域においても、中山間直接支払制度等を活用し、道路、水路等の維持管理、共同機械の導入などで意欲的に取り組んでいる地域もあるが、他地区と同様、担い手の高齢化や後継者不足が進んでおり、維持、拡大が困難である。 ・土地改良区域内に属さない農地ほど離農傾向が高く、後継者不足が進んでいることから、切れ間がないよう賃借マッチングに移行できるよう対応が必要な状況であるが、耕作条件の悪い農地については借り手がない。 ・水路の管理道路など農業用施設の維持管理について、関係者が高齢となり、草払いや水路の泥上げ等保全が困難になっている。 ・イノシシやアナグマ、ヒヨドリといった鳥獣による水稻や露地野菜への被害が近年多く発生している。 ・農業収入だけでは生計を立てることが難しいとの理由で離農者が増えている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稻については、農協等関係機関と連携して、高温耐性品種の「なつほのか」や「にこまる」に品種の切り替えを推進していく。また、水田作における畑地化を推進し、国の事業等を活用し高収益作物の作付拡大を進める。 ・露地野菜、施設野菜については、主要作物であるイチゴ、ブロッコリー、キャベツ等の作付拡大を進めるとともに、スマート農業等の導入やサービス事業体を活用し、省力化と経営の安定に繋げていく。 ・花き等の施設園芸については、新品種の導入を市場の動向を注視しながら研究機関と連携しながら進める。 ・畜産については、飼料高騰による経営の不安定さを解消するため、地域内の水田における飼料用米作付け、水田裏作による飼料作物の作付け拡大を図り、自給飼料の割合を増やす。また、ヘルパー制度を活用し、ゆとりのある労働環境を作り、後継者の確保に繋げる。 ・有機栽培においては、市のオーガニックビレッジ宣言(令和6年度宣言)に基づき、有機農業に対する理解を深める機会を増やし、有機農業の拡大を図るとともに、遊休農地の活用や新規就農者の獲得へ繋げる。 ・基盤整備事業等の事業活用が見込めない条件不利農地については、市や各種団体と連携し、市民農園による活用やボランティア団体による農業体験ほ場などの交流の場としての活用も検討する。 ・西郷西岩戸の鬼木地区(3.5ha)は、平成26年度に耕作放棄地を解消し地域外からの農業者が耕作していたが、新たな担い手が耕作をするようになり、今後も地域と行政が連携して農地の活用を進める。 ・伊福上横田地区の元水田地帯(約3ha)は耕作放棄地を解消し、令和5年度に地域外からの担い手が借り受け果樹栽培を始めたが、今後も地域と関係機関が連携して農地の粗放的な管理を進めていく。 ・古部上伏尾地区の元水田地帯(約3.5ha)は、平成29年に地域の畜産農家が借り受け飼料作物を作付けしているが、できるだけ長く農地の活用が見込めるように、水田政策の変更等の際は地域や畜産農家に対して、市が十分な説明を実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前 646.2	変更後 581.45	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前 646.2	変更後 581.45	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・基盤整備実施地区においては、認定農業者及び認定新規就農者等の担い手への農地集積・集団化を図る。
- ・それ以外の農地についてもまずは担い手への集積・集団化を図るが、多様な農地を担う者への情報提供を積極的に行い、農地の活用に繋げる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・基本的には農地貸借の際は農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を図る。担い手への集積・集約が難しいケースでは多様な担い手への貸付を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・今後、集落農業者の高齢化や担い手の減少により、営農や農地を保全していくことが困難になり、新たな担い手へ農地の賃借や売買を行うことが増えていくことが想定されることから、農地の集積・集団化を図る必要がある。そのため、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連整備事業の活用検討を地域全体で進めていく。
- ・基盤整備地区外の農地については、市の農地利活用推進事業や農地保全事業を活用し、農地、農道、用排水路の整備を推進していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内の農業後継者の多くは、認定農業者や認定新規就農者の認定を受け、優良農地の確保に努め規模拡大の意向があることから、条件不利農地は敬遠しがちであるため、そのような条件不利農地の遊休化を防ぐためには、多様な経営体を確保し農地活用に繋げる必要がある。そのため、やる気のある高齢農家や定年帰農者等の積極的な農地利用を図るとともに、市の地域おこし協力隊員や移住対策部門と連携を図り、SNSを通じた空き農地や空き家の情報等を含めた農業を始めやすい環境を外部へ発信し、新たに農地を担う者を確保していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害が大きいため、地域の防護柵を設置を検討して行く。また、耕作放棄地がイノシシ被害の増加を助長していると考えられるために、耕作放棄地を解消できないか地域で検討する。
 - ②雲仙市有機農業実施計画に基づき、環境に配慮した農業の推進を進めていく。
 - ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
 - ④長期間水稲を作付けしていない水田や、水張りが困難な水田については畑地化を進め、高収益作物への切り替えを進める。
 - ⑨生産コストを抑えるため地域内の畜産農家と連携を密に図り、堆肥等の活用率を高めていく。
 - ⑩地域の担い手や、後継者を育成していくためには、条件の良い農地を残していくことが最低条件であるので、基盤整備をできるところからでも検討を進めて行く。
- 地域内の農業を担う者の変更が生じた場合には、地域計画の見直しを地域の農業委員、最適化推進委員等の地域農業に精通する者への確認による協議を行う。